

第四章 材 料

第六條 総 則

使用材料は責任技術者の要求に依り之が試験を行ひ其の成績を報告すべし。

第一節 セメント

第七條 ポルトランド・セメント及高爐セメント

ポルトランド・セメント及高爐セメントは昭和五年八月商工省告示第四十一號 日本ポルトランド・セメント規格及同第四十二號高爐セメント規格に合格せるものたるべし。

第二節 細 骨 材

第八條 総 則

細骨材は清淨、耐久、强硬にして塵芥、土壤、有機物等の有害量を含有すべからず。

第九條 粒 度

細骨材は第一表の範囲内に於て、細粗粒適度に混合せるものを標準とすべし。

第一表

	重量百分率
第四番篩を通過する量	100
第五十番篩を通過する量	30 以下 10 以上
第一百番篩を通過する量	6 以下
注瀉試験に依りて失はるゝ量	3 以下

篩及篩分け試験方法は『骨材篩分け試験に関する標準方法』(附録第一章)に依るべし。

注瀉試験方法は『骨材注瀉試験に関する標準方法』(附録第二章)に依るべし。

第十條 細骨材に於ける有機不純物

天然砂は『砂の有機不純物試験に関する標準方法』(附録第三章)に依りて試験すべし。

試験溶液の色合が標準色より濃き場合には、其の砂を使用したるコンクリート又はモルタルの抗圧強度が所要強度を下らざる場合に限り之を骨材として使用することを得。

第十一條 特 別 の 場 合

細骨材にして上記の條件に適合せざるものと雖も、責任技術者の承認せる場合に限り、其の指示せる配合及使用水量のコンクリート又はモルタルに之を使用する事を得。

第三節 粗骨材

第十二條 総則

粗骨材は清淨、耐久、强硬にして軟質、脆弱、扁平、細長なる石片又は有機物等の有害量を含有すべからず。粗骨材は少く共、コンクリート中のモルタルと同程度の強度を有することを要す。

特に耐火性を必要とするコンクリートに於ては、コンクリート中に於て耐火的なる粗骨材を使用すべし。

第十三條 粒度

(1) 粗骨材は第二表の範囲内に於て、細粗粒適度に混合せるものを標準とすべし。

第二表

	重量百分率
最大目の篩を通過する量	95 以上
最大目の 1/2 の目の篩を通過する量	75 以下 40 以上
第四番篩を通過する量	10 以下

粗骨材の最大寸法は、重量にて骨材の 95% が通過すべき篩目の空間隔を以て示すものとす。

(2) 粗骨材の最大寸法は 7.5 cm 以下にして、コンクリートを填充すべき部材の型枠の最小内幅の 1/5, 又は鐵筋の最小空隙の 3/4 を超過すべからず。

篩及篩分け試験方法は『骨材篩分け試験に関する標準方法』(附録第一章) に依るべし。

注瀉試験方法は『骨材注瀉試験に関する標準方法』(附録第二章) に依るべし。

第十四條 特別の場合

粗骨材にして上記の條件に適合せざるものと雖も、責任技術者の承認せる場合に限り、其の指示せる配合のコンクリートに之を使用する事を得。

第四節 水

第十五條 総則

水は油、酸、アルカリ、有機物、其の他コンクリートの硬化及強度に影響を及ぼす物質の有害量を含有すべからず。疑ある場合には試験を行ひ其の使用の可否を決定すべし。

第十六條 海水

鉄筋コンクリートには海水を使用すべからず。

第五節 セメント及骨材の貯藏

第十七條 セメントの貯藏

(1) セメントは地上 30 cm 以上に床を有する防湿的の倉庫に貯藏し、検査に便利なる様配置すべし。

(2) 幾分にても凝結したるセメントは工事に使用すべからず。

第十八條 骨材の貯藏

(1) 細粗骨材は各別に貯藏し且つ塵埃、雑物等の混入を防ぐべし。粗骨材の取扱いに際しては細粗粒が分離せざる様注意すべし。

(2) 凍結せるか又は冰雪の混入せる骨材、若くは長時間炎熱に曝されたる粗骨材を、其の儘使用すべからず。

第六節 鐵 筋

第十九條 材 質

鐵筋として使用する鋼材は JES 第二十號 G.9 構造（橋梁建築其の他）用壓延鋼材の規格中、責任技術者の指示するものに合格せるものたるべし。

第二十條 標 準 寸 法

鐵筋用棒鋼の寸法及断面積は JES 第二十五號 G.14 標準棒鋼及同第二十六號 G.15 標準形鋼の規格に依るべし。丸鋼は通常次の各種を標準とする。

直徑 (mm)

6, 8, 10, 12, 14, 16, 18, 20, 22, 24, 26, 28, 30, 32